

## 新幹線地本が苦情申告！！ 会社の行為は労働協約違反だ！

昨年末にボーナスカットされた3名の組合員が苦情申告の在り方に異議を唱え、自らも会議の場所に参加し弁明を求めた苦情申告に対して、会社側の主張は労働協約に関して誤認をしている、いや、あえて曲解していると言わざるを得ない対応で一方的に地方苦情処理会議の開催を拒否しました。

労働協約第272条には「組合員が、労働協約及び就業規則等の適用及び解釈について苦情を有する場合は、その解決を苦情処理会議に請求することができる」とあります。これに基づいて3名の組合員は苦情処理申告をし、苦情処理会議が開催されたのです。そして、苦情処理会議の内容に不服があり再度苦情申告をしたのだから、もう一度苦情処理会議を開催すべきです。

また、労働協約第293条には「会議は処理の結果ついて、文書をもって申告者及び会社に通知しなければならない」とあります。しかし、会社は「通知をしない」としています。通知がなければ労働協約に基づいた中央会議への異議申立ができません。これでは不当にボーナスカットされた組合員のやり場がありません。会社の行為は明らかな労働協約違反です。

## 苦情処理会議の公正で真摯な運営を！

### 新幹線地本が出した苦情申告の具体的内容

第一に、苦情処理会議において会社側が「非為行為」として提示した10件に対して承服しないとして苦情申告した事に対して、苦情処理会議を開催せず議論しないことは労働協約に反する。

第二に、本人が苦情処理会議に参加したいと主張している事に対して、これを認めないことは、本人の弁明弁護を認めないことであり、苦情処理会議の公正さを欠くこと。

第三に、「通知書」を発行しないことは労働協約に反することである。また、対立で苦情処理会議が終了した場合は、以前のようにその事を当事者に通知すべきであり、「本件苦情申告についてはすでに通知された通りとなることを通知します」と付記することは、苦情処理会議の議論結果と異なる事は明確である。従って、会社側の主張不当極まりない。

これらの事が改善されるべきであることは当然であるので、苦情処理会議を構成する委員の真摯な議論を求める。